

所得税関係

相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金の課税関係

1はじめに

平成22年7月6日の最高裁判決により生命保険契約に基づく年金の支払いを受けた場合の課税関係が、所得税法施行令の一部を改正する政令により、雑所得の金額の計算規定が新たに設けられた。年金のうち確定年金についての所得税の計算方法と、確定年金に替えて支払われる一時年金についての取扱いをここで確認したい。

2確定年金の支払いを受けた場合の取扱い(所法35、所令185、186)

生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金受給権を相続、遺贈又は贈与により取得し、年金の支払いを受けている者は、年金支給初年は全額非課税であり、2年目以降は課税部分が階段状に増加していく簡易な振り分け方法により以下のとおり雑所得として計算する。

(1)対象者

対象となる者は死亡保険金を年金形式で受給している者、学資保険の保険契約者の死亡に伴い養育年金を受給している者および個人年金保険契約に基づく年金を受給している者であり、保険契約等に係る保険料の負担者でない者である。

(2)計算方法

①相続税評価割合=相続税評

価額 ÷ 支払総額

この計算から算出された割合に応じて50%超から98%超までの段階で課税割合を求める。

②課税部分(収入金額)の合計額=支払総額 × 課税割合

③1課税単位当たりの金額=

② ÷ 課税単位数(注)

(注) 単位年数=年金支払年数
×(支払年数-1年) ÷ 2

④課税部分の年金収入額=③
×支払開始日からその支払いを受ける日までの年数

⑤必要経費額=④ × (保険料総額÷年金支払総額)

⑥課税部分に係る所得金額=

④-⑤

3年金の支払いに代えて支払われる一時金の取扱い(措法35-3, 4)

(1)所得区分

相続等に係る生命保険契約、損害保険契約等に基づく年金の支払いに代えて支払われる一時金のうち、当該年金の受給開始日以前に支払われるものは一時所得の収入金額とし、同日後に支払われるものは雑所得とする。ただし、同日後に支払われる一時金であっても、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものは一時所得として差し支えない。

(2)一時所得の計算方法

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の支払いを受ける場合のその支払いを受ける年金については、所得税課税部分と非課税部分に振り分けて課税することと規定されていて、一時金に係る所得総収入金額に参入する金額についてもこれに準じて取り扱われる。

①一時所得の総収入金額(A)=
1単位当たりの金額×将来の期間に相当する課税単位数

②必要経費の額(B)=(A)×年金の支払総額に占める保険料又は掛金の総額の割合

③一時所得の金額=(A)-(B)-減額された金額(注)-50万円

(注)本来の残り年金受給期間に受ける保険金額から一括支払いを受けた金額を控除した差額の金額とされる。

4おわりに

相続等により取得した生命保険契約に基づく年金を受給している納税者が、保険会社から受取る年金の支払い明細書を見て、支払総額(見込み額)と年金に係る権利について相続税法24条の規定により定期金に関する権利の評価をする場合には、その説明が明確にできるよう、保険契約の内容を十分に確認する必要がある。

〔右山研究グループ
税理士 守屋みゆき〕